

4 . 国民保護法における消防に関連する事項

1 . 消防の任務

・「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。」

2 . 避難住民の誘導

- ・市町村長は、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導
- ・市町村の職員並びに消防吏員及び消防団員は、必要な警告又は指示をすることができる
- ・消防吏員は、危険な場所への立入の禁止、退去、その他の措置を講ずることができる(ただし、警察官等がその場にいない場合)

3 . 発見者の通報義務

・武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市町村長又は消防吏員、警察官等に通報しなければならない

4 . 消防庁長官の指示

・【市町村長に対する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し都道府県知事の指示を待つかとまがない場合、市町村に対し、武力攻撃災害の防御のための消防に関する措置について指示

・【都道府県知事に対する指示】

消防庁長官は、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示

・【応援に関する指示】

消防庁長官は、都道府県知事に対し、消防の応援等に関して指示

消防庁長官は、特に緊急を要し、必要があると認められる場合、直接市町村に対し指示

・【消防に関する安全の確保】

上記指示をするときは、出勤する職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない